

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



1 工事概要

- (1) 工事名 公務員宿舍加圧給水ポンプ更新工事
- (2) 工事場所 公務員宿舍
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。

・概要：公務員宿舍加圧給水ポンプ更新工事

- (4) 工期 契約締結日 ～令和9年3月31日
- (5) 本工事は、工事内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「管 A～C級」の格付を受け、原則として南関東防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (7) 情報保全にかかる履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

- (1) 担当部隊等
〒432-8551 静岡県浜松市中央区西山町無番地
航空自衛隊第1航空団（浜松基地）会計隊契約班（小島（こじま）（内線3770））
同 施設隊（毛野（けの）（内線3645））

TEL 053-472-1111
FAX 053-472-7735

- (2) 入札説明書等の交付

ア 令和8年7月31日 から 令和8年8月19日 まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ

ウ 交付書類

入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他契約担当官が必要と認めるもの

エ 交付方法

手交

なお、公告とともに公示している場合は、浜松基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等

ア 提出期限

令和8年8月19日 午後5時00分

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書等の提出期限等

ア 提出期限

令和8年9月1日 午後5時00分

イ 工事費内訳明細書

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等

(5) 開札の場所及び日時

ア 日時

令和8年9月4日 午前10時00分

イ 場所

浜松基地会計隊入札室

※ 入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第7項第1号に示すもの）又はその写しを提出する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とするところがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（調査基準価格）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 適用する条項

本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項（工事契約書）を適用する。

(10) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

3（1）に同じ

(12) 競争参加資格の級別の格付けを受けていない者の参加

2（2）に掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者も3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の格付けを受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は入札説明書による。

工事一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和7年1月29日
	仕様書番号	施設工事6-9

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における部隊発注工事（国有財産管理に限る。）について適用する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において施工し、全ての設計図書は相互に補完する。
- (3) 工事特記仕様書及び図面に記載されている事項のうち、本仕様書と相違がある場合は、工事特記仕様書及び図面による。

2 一般事項

- (1) 工事内容は全て本仕様書、図面、引用図書に基づき施工し、その施工に対する監督官の指示に従う。
- (2) 引用図書及び各種関連法規等は、各省庁及び静岡県市町村条例等の最新のものを適用し、契約対象となるものは全て適用する。
- (3) 工事特記仕様書及び図面の内容に疑義が生じた場合若しくは、工事特記仕様書及び図面に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。
- (4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。
- (5) 設計図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製、閲覧をさせてはならない。
- (6) 工事写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。

3 発生材の取り扱い

- (1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。
- (2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。

4 検査等

工事特記仕様書による。

5 基地内における規程事項

- (1) 注意事項
 - ア 工事関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。
 - イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。
 - ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。
 - エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。
 - オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。
 - カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではならない。
なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。
 - キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。

ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。

ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。

コ 工事に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、工事特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

パスポート、IC型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

6 情報保証

(1) 機器等の使用

工事関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本工事以外は使用目的としない。

7 提出書類

工事特記仕様書による。

工事特記仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和 8年 6月 23日
	仕様書番号	施設工事 8-7

- 1 件名
公務員宿舎加圧給水ポンプ更新工事

- 2 適用範囲
この仕様書は、公務員宿舎における、設置されている加圧給水ポンプ更新工事について適用する。
なお、本工事に必要な一般事項は、工事一般仕様書による。

- 3 工事場所
公務員宿舎
宿舎から発生材置場まで5km

- 4 工事期間：契約締結日～令和9年3月31日

- 5 工事概要
本工事は、完全週休2日制工事（土日）の試行対象工事であり、公務員宿舎加圧給水ポンプ更新工事（建設年度平成24年度）を実施する。
(1) 電気工事・・・・・・・・一式
(2) 機械設備工事・・・・・・・・一式

- 6 工事内容
 - (1) 電気工事
配線工事
配線については既設配線を使用するものとする。
 - (2) 機械設備工事
 - ア 給排水衛生機器
新設する加圧給水ポンプについては、図番4/4による既設品と同等又は同等以上とし、新品とする。
 - イ 試運転・調整
加圧給水ポンプ交換後は、作動確認を行い、試運転報告書を作成し、監督官に提出するものとする。
 - ウ 材料
使用材料は、事前に品質証明等を監督官に提出し、承認を受けるものとする。
 - エ 日程調整
断水作業については、監督官と日程調整の上、実施するものとする。
 - オ 発生材
発生材の積込み及び運搬は、飛散、流出、落下等の防止措置を講じて実施し、監督官の指定する場所まで運搬するものとする。

7 数量及び仕様

工事種別	工種	名称	摘要	数量	単位
電気設備工事	撤去	電動機その他結線取外し復旧	新設加圧給水ポンプ制御盤接続（材工共）	1	式
機械設備工事	撤去	ステンレス製速度制御給水ポンプユニット	KF2-65R3E5.5 給水方式 インバーター制御 推定端末圧一定方式 消費電力5.5KW×2 三相 電圧200V	1	式
	撤去材運搬	ステンレス製速度制御給水ポンプユニット	W686×D1, 287×H1, 126 質量465kg	1	式
	機器搬入	機器搬入	W686×D1, 287×H1, 126 質量465kg	1	式
	ポンプ類	ステンレス製速度制御給水ポンプユニット	既設ポンプの同等又は同等品以上の新品とする。 （構成品及びパッキンを含む。） 消費電力5.5KW×2 三相 電圧200V	1	式

8 検査等

- (1) 完了検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受検することができる。
- ア 工事特記仕様書及び図面に示す工事の全てが完了していること。
 - イ 工事特記仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。
 - ウ 是正等があった場合、その全ての是正等が完了していること。
 - エ 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。
- (2) 検査は、監督官及び契約相手方の立ち会いのもと行い、検査官による確認をもって完了するものとする。

9 その他

- (1) 本工事に使用する材料は、本仕様書及び図面に記載されたJIS規格品又は同等品以上の新品とし、事前に使用する材料が記載されているカタログ等証明となる資料を監督官に提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 施工従事者は、その施工に必要な資格保有者とし、免状の写しを監督官に提出するものとする。
- (3) 工事受注者は、月末までに「現場閉所実績報告書」を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに提出するものとする。
- (4) 施工完了後、試運転時に不具合等が発生した場合は原因を追究するとともに、監督官と今後の対応を協議するものとする。

10 提出書類

(1) 契約相手方は、監督官の指示により、下表の適用に示す●印の書類を作成し、遅滞なく提出するものとする。

No	適用	書類名	提出期限	部数	様式
1		業者入門申請書及び従業員等名簿	契約後 14日以内	1	定型
2		住民票（従業員等名簿に添付）		1	
3		腕章		必要数	
4		臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書		1	
6	●	工程表		1	
7	●	施工計画書（納入仕様書等を含む。）	契約後 30日以内	1	定型
8	●	施工体制台帳		1	
9	※	打合せ書	その都度	1	定型
10	●	発生材報告及び発生材調書	計測後 速やかに	1	
11		産業廃棄物管理票（A, B 2, D及びE票）の写し	取得後 速やかに	1	任意
12	●	工事写真	現場完了後 14日以内	1	
13	●	使用材料納品書又は出荷証明書	その都度	1	
14	●	試験等結果報告書等		1	
15		引渡書	完成后	1	定型
16	●	完成（完了）通知書	現場完了後 14日以内	1	定型
17	※	時間外入出門届及び臨時乗入れ申請	その都度	1	
18		仮設物設置許可申請書	必要時	1	
19		火気使用申請書	必要時	1	定型
20		給水等使用申請書		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

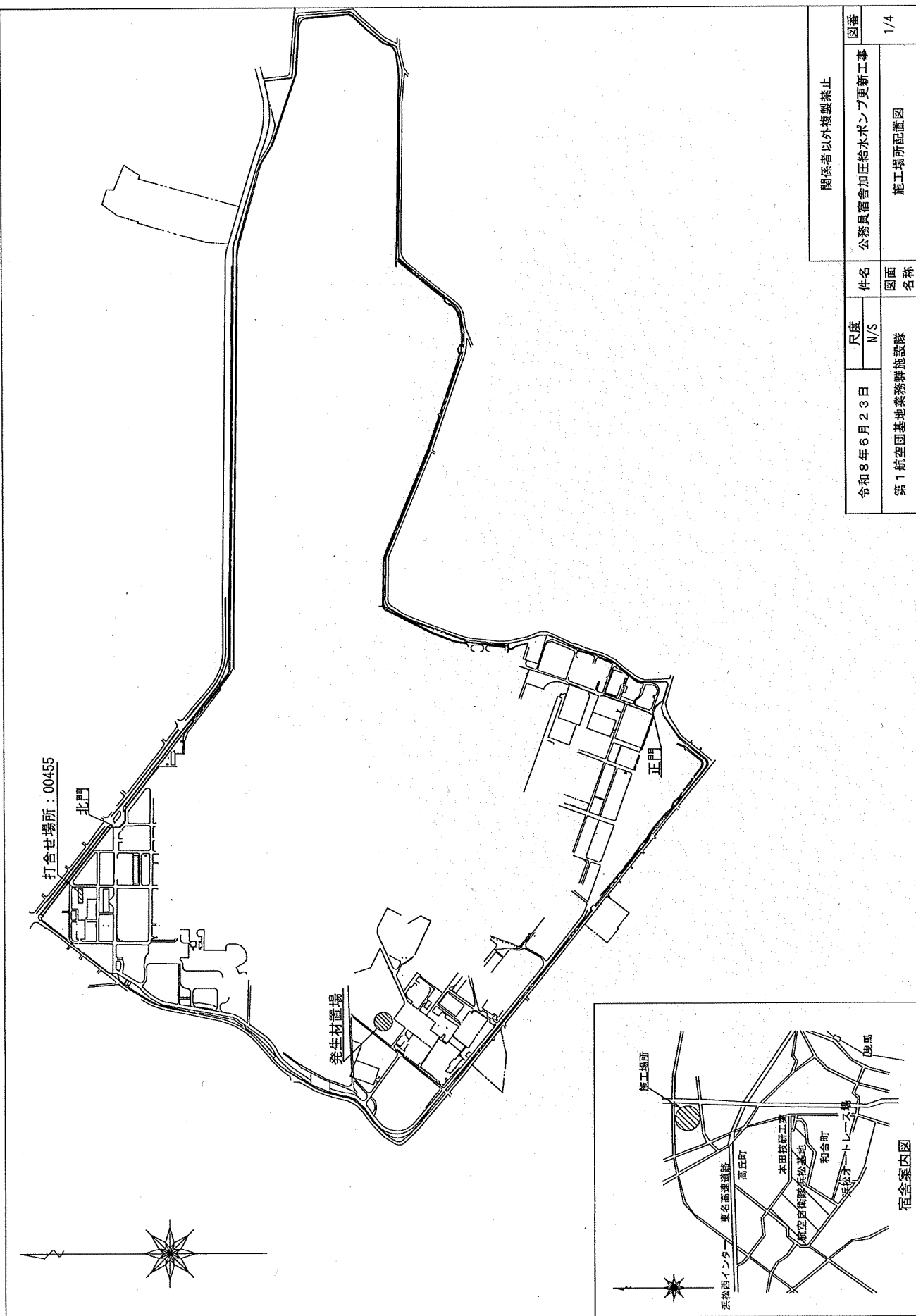
注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を1部（写し可）を添付すること。

注記3 完成検査は、産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示をする。

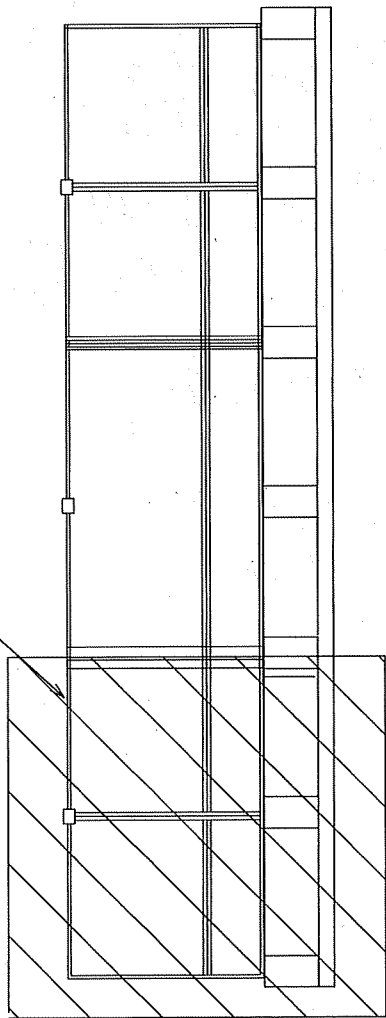
(2) その他提出書類

No	書類名	提出期限	部数	様式
1	作業員名簿	契約後 20日以内	1	任意
2	品質証明書	着工日 14日以内	1	
3	資格証の写し		1	
4	作業完了報告書	完成後 10日以内	1	
5	現場閉所実績報告書	翌月10日 までに	1	



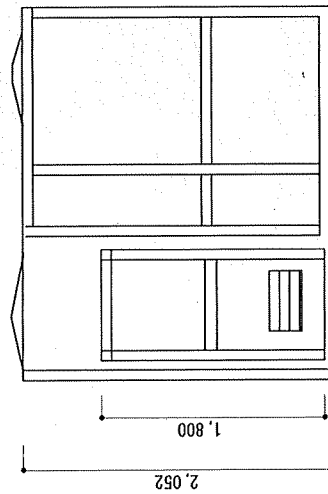
関係者以外観覧禁止		図番	
令和8年6月23日	尺法 N/S	件名	公務員宿舎加圧給水ポンプ更新工事
第1航空団基地業務課施設隊		図面 名称	施工場所配置図
		1/4	

ポンプ室



改修場所正面図

800

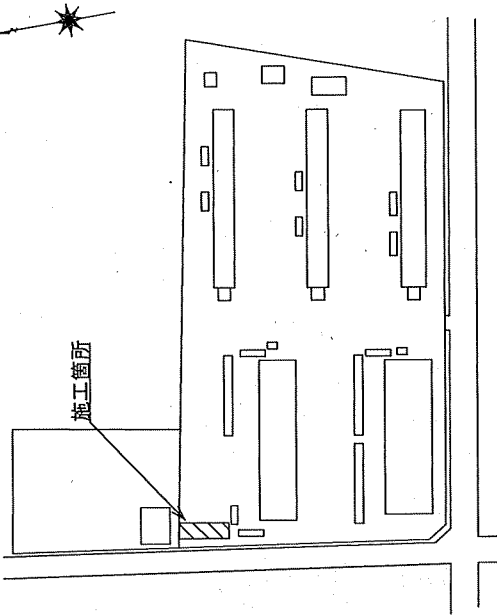


ポンプ室正面図



= 施工箇所

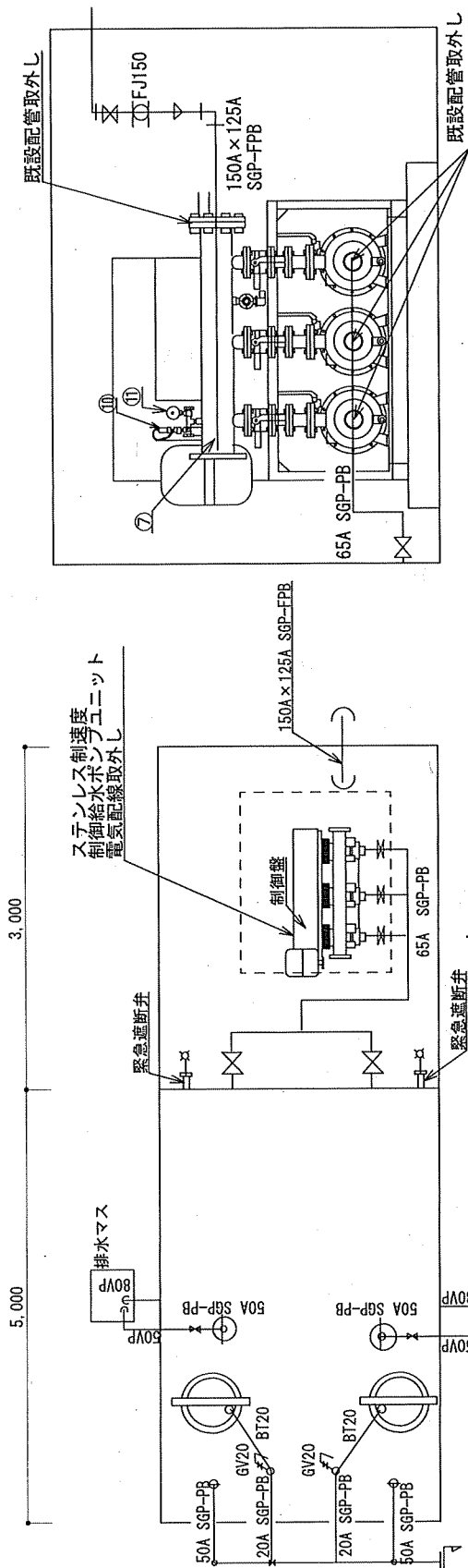
施工箇所



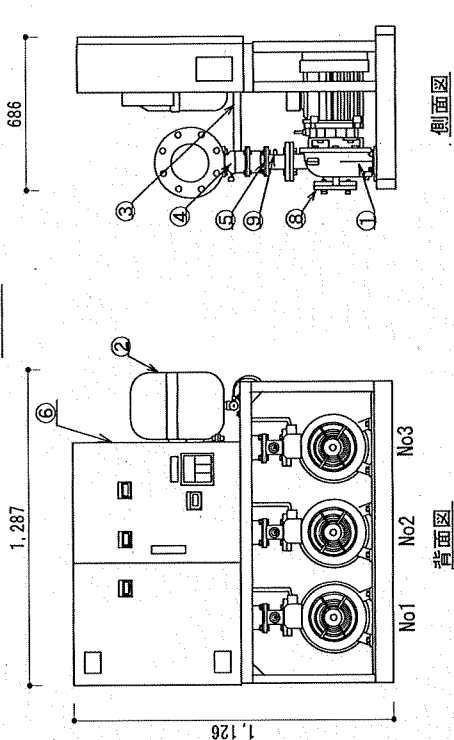
公務員宿舎建物詳細図

関係者以外複製禁止

令和8年6月23日	尺度	件名	図番
第1航空団基地業務群施設隊	N/S	公務員宿舎加圧給水ポンプ更新工事	2/4
		改修場所詳細図	



ポンプ室平面図



撤去部品	名称	個数	単位	規格	備考
ステンレス制速度 制御給水ポンプユニット	1 式	1	式	KF2-65R3-5.5 製造番号：126338524S	構成部品及び電位配線取外し含む。 川本製作所 口径 65×125mm 電動機出力 5.5×2Kw W：686×D：1,287×H：1,126 質量：465kg
撤去材運搬	1 式	1	式		

構成部品	No	名称	No	名称
①	⑤	ポンプ	⑨	チャック弁
②	⑥	アキュムレータ	⑩	流量センサー
③	⑦	可とう管	⑪	制御盤
④	⑧	ボール弁		圧力発信機
				圧力計

令和8年6月23日		尺座	件名	図面 名称
第1航空団基地業務群施設隊		N/S	公務員宿舎加圧給水ポンプ更新工事	
関係者以外複製禁止				撤去図詳細図
3/4				

